

平成17年12月 2日

ボーイスカウト都道府県連盟
理事長 各位
県連盟コミッショナー 各位

財団法人ボーイスカウト日本連盟
教育本部コミッショナー 伊藤
(公印省略)

技能章「救急章」及び「看護章」考査細目変更について(通知)

去る11月13日に開催されました教育本部会議におきまして、下記のとおり技能章「救急章」及び「看護章」の考査細目変更が承認されました。

つきましては、貴連盟内各組織にお知らせ下さるようお願い申し上げます。

なお、この通知は、各県連盟理事長各位には各連盟事務局へ、また県連盟コミッショナー各位には、別途、直接お送りいたします。

記

1. 技能章「救急章」及び「看護章」考査細目変更

変更された考査細目の内容は、次の資料をご参照ください。

・平成17年11月13日開催教育本部会議資料(県連盟に送付済)

資料：1 技能章「救急章」及び「看護章」の考査細目変更について

承認：平成17年11月13日開催の教育本部会議

施行：平成18年 4月 1日

移行措置：平成19年3月31日までは旧規定による細目での考査を可とします。

以上

本件についてのお問い合わせ先：総務グループ 渉外・文書チーム

電話：0422-31-5161 FAX：0422-31-5162

技能章「救急章」及び「看護章」の考査細目変更について（案）

（教育規定「12-20.技能章課目」の施行細則「12-20-2」の変更）

2005.11.13

プログラム委員会

<改正の趣旨>

教育規定「12-20.技能章課目」の施行細則「12-20-2」中、「3.救急章」、及び「9.看護章」の考査細目について、心肺蘇生法などの世界的な動向から、ボーイスカウト救急法講習会細目を次のとおり改正することを提案します。

<改正施行日>

平成18年4月1日

<移行措置>

1年間の移行措置を設け、現行規定は平成19年3月31日まで有効とする。

技能章課目「3.救急章」考査細目

現行規定	改定案	改定の理由
(1) ボーイスカウト救急法講習会、または、日本赤十字社の行う救急法救急員養成講習会を終了する。	(1) ボーイスカウト救急法講習会を修了する。 ただし、次の講習の場合では、ボーイスカウト救急法講習会の一部細目を履修することができる。これらの講習会で履修できなかった細目については、別途考査を受け、合格すること。 ア 日本赤十字社の行なう救急法講習会(救急員養成講習 18 時間、満 15 歳以上)の修了者は、ボーイスカウト救急法講習会細目の1. から12. までを履修したものとみなす。 イ 消防署で行なわれる普通救命講習Ⅱ(4 時間)の修了者はボーイスカウト救急法講習会細目の1. 2. 3. 13. を、上級救命講習(8時間)の修了者は同細目の1. 2. 3. 9. 12. 13. を履修したものとみなす。	最近では各隊、団、地区、県連等では日本赤十字社や消防署等による救急法講習会が広く利用されている。 しかしながら、講習会の内容によってはボーイスカウト救急法講習会細目の全てを履修しているのではないため、実施されない細目については、別途履修すべき内容を明らかにした。 ボーイスカウト救急法講習会細目について、最近の心肺蘇生法の動向やボーイスカウト救急法の位置づけの再確認を行い、内容を修正し、本細目の参考として講習会細目を示す。
(2) 電話で救急車を要請する時の通話の仕方を実演するか、説明できる。	<削除>	ボーイスカウト救急法講習会細目へ移動。
(3) 隊の救急箱を整備するとともに、キャンプでの救護係を通算3日以上担当した経験を有すること。	(2) 隊の救急箱を整備し(未整備品、充足・不足物品のリストアップを含む)、そのチェックリストを提出する。 (3) 県連盟、地区単位で設置される救護所の奉仕や隊活動、キャンプでの救護係を通算5日以上担当し、その報告書を提出する。	救急箱の内容を把握し、使用できることが大切なことから、整備内容をより具体的にするとともに、細目を分けた。 救護所における医療従事者による指導を受けられることを期待し新設。また、救急法の大切さを認識させるために救護係の担当をデイキャンプも含めて最低5日とし、ただ救護係を担当するだけではなく、応急手当てを行った実践経験を履修する。

※以下は技能章細目(教育規定)ではありませんが、救急章考査細目に関連性があるため「参考」として規定条文に付加しています。

※「ボーイスカウト救急法講習会」については、今後、安全委員会にて講習会資料の整備などを行いながら、細目についても継続して評価を行います。

現行細目	改定案	改定の理由
<p><参考>ボーイスカウト救急法講習会細目</p> <p>1. 救急処置についてどのような手順で行えばよいか、特に救命処置の意味とその3大処置について説明できる。</p> <p>2. マウス・ツー・マウスによる呼吸蘇生法が正しく実演できる。</p> <p>3. 大出血の場合、3通りの異なった止血法を説明し、上腕及び大腿での止血がそれぞれ実演できる。</p> <p>4. ショック前状態の応急処置ができる。</p> <p>5. 次の事項について説明し、その応急処置を知る。 (1) 食中毒 (2) CO中毒</p> <p>6. 熱射病について説明し、その応急処置を知る。</p>	<p><参考>ボーイスカウト救急法講習会細目</p> <p>1. 救急法の基本 次のことについて説明できる。 (1)救急法の意義 (2)傷病者の観察 (3)応急手当ての流れ</p> <p>2. 心肺蘇生法 (1)心肺蘇生法の手順を説明できる。 (2)気道内異物除去の意義を説明し、正しく実演できる (3)気道確保の意義を説明し、正しく実演できる。 (4)人工呼吸法の意義を説明し、マウス・ツー・マウスによる呼気吹き込み法を正しく実演できる。 (5)心臓マッサージの意義を説明し、正しく実演できる。</p> <p>3. 止血法 出血の場合の、直接圧迫止血法、止血帯法の説明ができ、上腕および大腿の出血において、出血の状態に適した止血法がそれぞれ実演できる。</p> <p>4. ショック ショック状態の徴候と、予防のための手当てを説明できる。</p> <p>5. 食中毒 食中毒について説明し、その予防と手当ての方法を説明できる。</p> <p>6. 一酸化炭素中毒 一酸化炭素中毒を説明し、その予防と回避する方法を実演できる。</p> <p>7. 熱中症 熱中症の種類とその予防、応急手当てを説明し、実演できる。</p> <p>8. 頭部外傷 頭部打撲時の症状と注意事項を説明できる。</p>	<p>現在の救急法では心肺蘇生法は必須課目であり、正しく行えることが重要であることから、追加をする。</p> <p>現在、止血法は直接圧迫止血法と止血帯止血法の2種が主流である。また、間接圧迫止血法としての指圧点止血法はその部位同定が困難なため、削除する。</p> <p>字句修正とより具体的な細目にした。</p> <p>発症以前に予防、防止することが重要であり、それが可能であるということ認識する。そのうえで発症したときの手当てを行えることとした。また、細目内容を分けた。</p> <p>熱中症で大切なことは、まず予防することである。そして応急手当てをし、症状から重症度を推測し、必要であれば受診させるという判断力が要求される。しっかりと基本を押さえておく必要があることから、予防と応急手当ての実演を追加する。</p> <p>外傷の中でもよくある頭部打撲について、その重要性を理解する必要があるため新設。</p>

<p>7. 次の部位の骨折患者に対し、創意と工夫で正しい応急処置ができる。 (1)鎖骨 (2)上腕 (3)下腿 (4)示指</p> <p>8. 創の応急処置のしかたを説明し、指のさりさずの手当を行うことができる。</p> <p>9. 日常遭遇しやすい次のような場合、身近なものを用いて応急処置ができる。 (1)鼻血 (2)手首・足首の捻挫 (3)四肢の打撲 (4)目のちり (5)やけど</p> <p>10. 1人で運ぶ法、2人で運ぶ法をそれぞれ3通り以上実演できる。</p> <p>〈※ボーイスカウト救急法講習会細目は、上記見直しを検討しています。〉</p>	<p>9. 骨折、捻挫 次の部位の骨折、捻挫、打撲に対し身近な道具を用い、創意と工夫で正しい応急手当ができる。 (1)鎖骨 (2)上腕 (3)前腕 (4)大腿骨 (5)下腿 (6)人指し指 (7)手首・足首の捻挫 (8)四肢の打撲</p> <p>10. きず等 (1)きずの種類と応急手当についての一般的注意事項を説明できる。 (2)日常遭遇しやすい次のような場合の応急手当ができる。 ア 鼻血 イ 目のちり ウ やけど エ 指の切りきず オ 立ちくらみ カ 腹痛</p> <p>11. 動・植物による被害 以下の生物による被害の予防と応急手当を説明できる。 (1)スズメバチ刺傷 (2)毒ヘビ咬傷 (3)イヌ咬傷 (4)ムカデ咬傷 (5)ウルシ接触性皮膚炎</p> <p>12. 搬送法 傷病者を搬送する方法を一人法で3通り、二人法で2通り、三人法で1通りが実演できる。また、急造担架を作り、担架で運ぶ時の注意を説明し、その担架で実際に運ぶことができる。</p> <p>13. 救急要請 電話で救急車を要請する時の必要事項を説明し、通報を実演する。</p> <p><削除></p>	<p>前腕は、転倒時に手首の骨折を起こしやすいため新規採用。大腿骨の骨折は、腰まで一体にして固定するという特殊な方法であり、他と若干の差異があるため新規採用。示指はわかりやすく人指し指に変更。捻挫と打撲をこの項に移動。</p> <p>近年、創傷に対する処置の概念が変わりつつあり、また切り傷は頻繁に遭遇するので、正しい知識と手当を習得する必要がある。細目を整理し、内容を修正した。</p> <p>新設</p> <p>傷病の程度や救助人員に応じ、一人法から三人法までを使い分け、実演できる ボーイスカウト進歩課程「B群健康と発達」の「B-05 救護 1」では、急造担架の作成・搬送が既に取り入れられており、担架の搬送では不安な患者を安心して運ばれ、安全に運べる様にしたい。</p> <p>技能章細目から移動。</p> <p>講習会細目見直しを終了したので注意書きを削除。</p>
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

技能章課目「9.看護章」考査細目

現行規定	改定案	改定の理由
(1) ボーイスカウト看護法講習会、もしくはそれに準ずる看護法講習会を修了して考査に合格すること。	<現行のとおり>	
(2) 活動中に発生した次のような場合の看護について説明ができる。 ア 悪寒 イ 発熱 ウ 腹痛 エ 便秘 オ 下痢 カ 頭痛 キ 乗物酔い	<現行のとおり>	
(3) キャンプで救護係を通算3日以上担当した経験を有すること。(救急章と共通課目)	(3) 隊の救急箱を整備し(未整備品、充足・不足物品のリストアップを含む)、そのチェックリストを提出する。(救急章と共通細目)	「救急法」考査細目の変更により、内容を揃え、順番を入れ替えた。
(4) 隊の救急箱を整備点検し、使用(救急章と共通課目)	(4) 県連盟、地区単位で設置される救護所の奉仕や隊活動、キャンプでの救護係を通算5日以上担当し、その報告書を提出する。(救急章と共通細目)	「救急法」考査細目の変更により、内容を揃え、順番を入れ替えた。

※以下は技能章細目(教育規定)ではありませんが、救急章考査細目に関連性があるため「参考」として規定条文中に付加しています。

<p><参考> ボーイスカウト看護法講習会細目</p> <p>1.家庭に病人がでたときの看護 (1)手を洗う (2)エプロンをつける (3)汚物の始末 (4)病気の兆候の見方 (5)体温の測り方 (6)のどの見方 (7)記録の仕方</p> <p>2.病人を楽に寝かせる (1)病人の動かし方 (2)寝室寝具の条件 (3)看護者の注意 (4)複床の作り方 (5)排泄の世話</p> <p>3.病人の体をきれいに、身じまいよく寝かせる (1)体のふき方、寝間着の換え方、シーツの換え方 (2)口の清潔 (3)髪の手入れ</p> <p>4.病人の薬と食事 (1)病人の食事について (2)食事の進め方 (3)家庭の常備薬 (4)薬について</p> <p>5.手当の仕方 (1)浣腸 (2)湯たんぽ (3)蒸気吸入 (4)温湿布 (5)氷まくら、氷のう</p> <p>6.感染症について</p>

ボーイスカウト救急法講習会細目の検討作業を終えて

安全委員会委員長
豊秀

1. 作業の経緯

2005年8月20・21日の安全委員会にて、ボーイスカウト救急法講習会細目（技能章救急法
考査細目を含む）の改定について検討いたしました。これは前年度までプログラム委員会で検
討をしていた技能章「救急章」考査細目の見直し作業を引き継いだ課題です。

AHA（米国心臓協会）よりガイドライン 2000（以下 GL2000）が発表されたことを受け、
日本赤十字社、消防署、自衛隊等救急法の講習に携わる多くの団体、機関ではいち早く GL2000
に則った内容を取り入れておられます。ボーイスカウトでも県連盟、地区、団のレベルではこ
れを採用し講習を受け、また実践されていることと思いますが、このような背景を受け日本連
盟においてもボーイスカウト救急法講習会細目の内容整理と技能章救急章考査細目の見直しが
必要となり、検討いたしました。

2. 救急法の位置づけ

まず、救急法の位置づけを考えてみます。例えばスカウトが野営を行う際には、「野営法」「炊
事法」は程度に差はあれ必須の技術です。これを抜いては安全で快適な野営生活を送ることは
困難で、指導者もこれらには力を注いでおられることと思えます。しかし「救急法」について
はいかがでしょうか。もしかしたら現実にはあまり重要視されていないのかも知れません。それ
は「野営技術」や「炊事技術」が欠けては野営生活自体が成立しませんが、「救急法（応急手当
て）」はそれ自体が無くても野営（野外活動）は成立してしまうからではないでしょうか。実際、
活動中に何事も起らなければ、結果的には必要のないものです。しかし、野営を含む野外活動
において、万が一不幸にも傷病が発生した際に適切な応急手当てが出来る構えができてい
るとそうでないのでは、野外活動を行うにあたっての安心感が違います。それは、スカウトは
もちろん、指導者にとっても送り出す家族にとってもいえると思えます。さらに、社会奉仕
という観点から見ても、日常生活で傷病者に遭遇した際に応急手当てを施すという姿勢は重要な
ことと考えます。そこで技能章や富士章取得の有無に関わらず、「救急法」もボーイスカウトの
重要習得課題と位置づけていただきたいと存じます。

3. 指導者の姿勢

上記のように「救急法」は重要なものですが、では指導者はそれに対してどのような姿勢で
いれば良いのでしょうか。現場での傷病発生時に適切に対応することが求められるわけですが、
その指導者が応急手当てを習得していなければ「安心」「信頼」の保証がありません。また適切
な手当てを施したか否かが、団・隊としての責任問題にも関わってくることもあるかもしれま
せん。そこで、隊員たちに「救急章」の取得を促すばかりではなく、指導者自身も応急手当て
を習得しておく必要があると考えます。現在は運転免許証の取得にも「救急法」が設定されて
いる時代ですので、ボーイスカウトでも何らかの形で（指導者講習会やコース等に）取り入れ
ていただくことはできないでしょうか。ご検討くだされば幸いです。

4. 隊員の姿勢

現在の技能章の制度では、「救急章」においても一度取得すればそれで O.K. となっています。
しかし現実的には、例えば GL2000 で大幅な改正が行われたように、数年前の手法が現在では
前時代的といわれることが多々あります。さらに未確認情報ですが、本年 11 月にはまた AHA

より新しいガイドラインが発表されるらしい、という情報も入っております。医療は日進月歩しており、それがフィードバックされる一般の応急手当でもそのレベルに応じてそれに追随していくことが望まれます。また、たった一度練習をただけでマスターできているかどうかは疑問です。応急手当は実践で出来て初めて習得しているといえるものであり、またいつ何時必要になるかわからないものですので、「そなえよつねに」でなければなりません。そして、日頃よりトレーニングをしていなければ確実に忘れてしまいます。これは人命や後遺障害にも関わってくることで、「救急章」を取得した隊員も指導者も公民の姿勢として社会奉仕に役立つために、少なくとも2年に一度は講習を受け、リフレッシュあるいは年次更新するように指導（または努力目標、または義務付け）できないでしょうか。（ちなみに赤十字救急法では有効期限を3年、消防署救命講習では2から3年間隔での定期的な再講習を行うこと、と設定しています）

「日本のボーイスカウトは全員応急手当ができる」というのは素晴らしいことではないでしょうか。

以上、今後ともご検討いただければ幸いです。

以上